

転している高齢者であっても、いつかは自ら運転することが困難となり、大きな負担や不安を与える。

(ウ) 治安の悪化

本件事故前において、Dは互いに周辺すべての家を把握しているため、出かける際や夜にも鍵をかける必要がなく、隣近所にガスの消し忘れを確認してもらうような治安のいい場所であった。しかし、本件事故により、Dにもともといた人が戻らなくなってしまったことに加え、除染作業等により他地域から的人が流入したことによって、Dやその周辺（F等）の治安が悪化した。そのため、Dに戻る住民も、家の周りに防犯灯を置いたり、防犯カメラをつけるなど、これまでと全く異なる対応を迫られている。

カ Dに帰還しない者の精神的苦痛

(ア) 先祖代々継承されてきた「D」という特別な土地を離れなくてはならないことによる精神的苦痛

本訴提起時原告らは、本件事故前、先祖から代々受け継がれてきた「D」という土地で子や孫を育て、農業等の仕事に従事し、親戚や友人・知人と交流し、豊かな自然と触れあってきたものであり、「D」で暮らすことそれ自体が、本訴提起時原告らの人生そのものであった。しかし、本件事故、それに伴う避難やDの消滅により、本訴提起時原告らは自分たちの人生そのものを奪われてしまった、Dではない別の場所で生きている自分は、最早自分ではない、と感じ、心の支えを失ってしまったと嘆く者もいる。また、本訴提起時原告らは、先祖代々受け継がれてきた「D」という土地での生活、風土、そして墓を自分の代で途絶えさせてしまうことに、強い罪悪感を抱いている。放射能の危険や生活環境の未整備等の理由で、「D」に戻ることは事実上不可能であるとわかってはいても、本当に自分の代でこの土地を捨ててしまって良いのだろうかという葛藤に苦しんでいる者も多い。

(イ) 思い出がたくさん詰まつた住居に住めなくなることによる精神的苦痛

「D」で暮らしてきた本訴提起時原告らには、たとえ古くても、質素でも、代々大切に受け継がれてきた「住居」に特別な思い入れを持っている者が多い。地震や津波によって住居が損傷しただけであれば、復旧工事によって、またその住居に住むことができるが、除染が十分に行われていない現状にあっては、物理的に復旧工事を施したところで、また元の住居に住むことができるわけではない。このことによっても本訴提起時原告らは、精神的苦痛を被っている。

(ウ) 新しい地での苦労

本件事故前のDにおける密接なつながり、コミュニティの存在は前記エ記載のとおりであるが、D以外の地に住むことを決めた者は、そこでのコミュニティに溶け込む苦労や、以前のような密接なつながりがないことを寂しく思う者が多い。

さらに、他の地で新居を構え新しい生活をスタートさせた本訴提起時原告らにとって、本件事故によってもたらされた差別や確執・分断等による精神的被害も甚大なものであり、これら本訴提起時原告らが、かつて暮らしていたようなDでの暖かいコミュニティを取り戻すことは極めて困難といわざるを得ない。新しい土地で生活をスタートさせた本訴提起時原告らの多くは、被災者というだけで差別を受けたり、補償を受け取っていることについて中傷されるなどして、精神的に追い詰められ甚大なストレスを感じている。

(エ) Dを離れたことに関する自責の念

Dを離れた者の中には、今まで共に力を合わせて助け合ってきたDの仲間たちから離れていたことについて罪悪感に苦しみ、自分たちの選択が正しかったのか自問を続いている者も多い。本訴提起時原告ら以外の避難者が心境を吐露した新聞記事からは、本件事故が被災者の人間関係に重大なダメージを与えたことがうかがえるが、少なからぬ本訴提起時原告らが同様の被害を受けていることが強く推認される。

キ 経済的不安

(ア) 家族や友人と会うために必要となった交通費・宿泊費の負担

本件事故後、避難中から現在に至るまで、本訴提起時原告らはその子や孫といった家族と離れ離れになって生活している例がほとんどである。そのため、これまで直接家族と会うことができたものが、自動車や電車を利用しなければ会うことができず、交通費（自動車のガソリン代を含む。）や遠方の場合、ホテルの宿泊代などの支出を余儀なくされている。

(イ) 新たに必要となった食費等の負担

本件事故前において、本訴提起時原告ら、特に田畠を保有していた者は、米や野菜など日々の食料のほとんどを自ら栽培して調達することができており、自ら栽培していない者でも、隣家との付き合いで食料を分けてもらったり、物々交換をしたりするなどして調達が可能であり、わざわざお金を出して米や野菜を購入するということは少なかった。しかし、本件事故後は、田畠を使用して農作物を栽培することが不可能となり、結果、食費が増大することとなつた。

また、本件事故前は、地下水（井戸水）を使用していたが、本件事故後は、避難により水道料金を負担するようになったり、放射能汚染の心配からミネラルウォーターを使用したりするようになり、水の利用料金を負担するようになった本訴提起時原告らも多い。

(ウ) 新たに必要となった家賃の負担

本件事故により持ち家に居住し続けることが不可能となった結果、家賃の負担を強いられている本訴提起時原告らも多い。避難指示解除の時点までは自治体から家賃補助が出ていた場合であっても、今後は自ら家賃を負担しなくてはならなくなる。

(エ) 仕事を失ったことによる不安

本件事故により多くの社員が県外に避難・移住してしまったことや顧客や取引先がDやその近隣の拠点から引き揚げてしまったことにより、会社がその事業を継続できなくなり撤退ないし解雇されたなどによって、多くの本訴提起時原告が仕事を失い、将来の見通しがつかず、不安を抱えている。中には、新たな試みを始めた者もいるが、採算の目処が全く立たず、不安を抱えている。

ク あいまいな喪失と喪失不安

心理学ないし精神的医学において、かけがえのない人や物を失うことを「喪失」というが、「あいまいな喪失」とは、その喪失自体があいまいで不確実な状況のことをいう。本件事故においては、〈1〉ふるさとの変容、例えば、土地はあるが、その地域に今後も住むことはあきらめざるを得ないなど、〈2〉見通しの不確かさ、例えば、仕事を失ったり、家族や地域の中での役割が失われたなどがあいまいな喪失に該当する。こうした曖昧な状況・問題は、次のような複雑な心の痛みと苦しみをもたらす。すなわち、「ア喪失が目に見えにくいだけでなく、自分自身も喪失として自覚しにくいため、悲嘆が凝り固ってしまう。イ同じ家族の中でも捉え方が異なり、そのため身近な人と話すことができず互いに支え合うことが難しくなる。ウ家族としての決定が難しくなり、仕事、住居、子育て、家計など大切な選択や物事への対処が困難になる。エこうした状態は家

族、夫婦を混乱させ、関係を硬直化したり分断に追い込む場合もあり、家庭内でも地域でも葛藤が大きくなる。才あいまいさ自体も、脳は明確な応えを探し出そうとするために、緊張を高めるストレスとなる。才あいまいさは、人を足止めして動き難くさせ、対応力を損ない、怒りを感じさせる。才あいまいな喪失は、失ったものへの悲嘆だけでなく、さまざまなストレス反応を引き起す。罪悪感、自己否定感、無力感なども生じやすい。」ということである。これらは、本訴提起時原告らが訴えている事柄に付合する。この点は、慰謝料を増額すべき要素である。

(3) “Dに生きる”ことの喪失による損害に対する慰謝料の額が1000万円を下らないこと

ア 不可逆的かつ永遠の喪失

(ア) “Dに生きる”ことの損害を生じさせた原因である本件事故によるDの消滅は不可逆的なものであり、避難指示解除後も本件事故前の生活を支え形作ってきた本件事故前のDの在り様は取り戻せず、その見通しもない。現在のDは、最早本件事故以前のDではなく、5年余というあまりにも長すぎる帰還制限期間は、復元不能なレベルの田畠の荒廃、建物の腐朽、企業や若い人の他地域への転出、文化・伝統の消滅を生じさせた。このことについて本訴提起時原告らに一片の責任もなく、すべては本件事故のためであり、被告の責任である。前記(1)、(2)で述べたとおり、避難指示解除後も、Dには高濃度の放射性物質が残存し、多くの住民が誇りにしていた豊かな自然は存在せず、このことに加え、本件事故による風評被害及び帰還者が増えないことからほとんどの農業の再開が見込めず、結果、Dの地で生活を営んでいたすべての住民は、多くの住民が農業を営んでいたという環境で営まれていた住民相互が密接に結び付いたDでの生活を奪われている。また、避難指示解除から1年近くが経過した平成29年5月1日現在でも、帰還が進んでいないことは前記(1)ア記載のとおりであり、今後も特に子育て世代が帰還する見込みがないことは前記(1)ア及び下記(イ)記載のとおりであり、このことは、未帰還者はもちろん、帰還者にとっても、本件事故前に築かれていた親密な人間関係に基づくコミュニティが永遠に失われ、かつての近隣とのつながりが復活する見込みがないことを意味する。インフラ面の状況は前記(1)カないしケ記載のとおりであり、復興は全くなされていない。住民が戻らず、しかも帰還者は高齢者が中心という状態であることは前記(1)ア記載のとおりであるが、この状態は経済的原理から、インフラの復旧に悪影響を及ぼし、働く先を消失させ、そのことからさらに避難者、特に若い世代は帰還できないという負の連鎖を生じさせている。今後D区に若者が増えることなど到底あり得ないといわざるを得ず、必然的にDは衰退していく運命にある。これらに加えて、被ばくに対する恐怖、周囲からの差別など前記(2)で記載した損害は、避難指示解除の有無にかかわらず、現在も存在し続けているものである。中間指針第四次追補が帰還困難区域において「生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償することとした旨述べ、現に被告がこれに従った支払をしているが、以上の状況、すなわち本件事故の影響で大多数の人々が帰還できていない、又は帰還を断念している状況は、帰還困難区域と同様なのであって、本訴提起時原告らが“Dに生きる”ことの喪失による精神的損害の賠償を請求できない理由は全くなき（なお、帰還困難区域の住民に対する中間指針第四次追補が示す又は被告が賠償する範囲も額も不十分なものであることを指摘しておく。）。上記Dの消滅という不可逆的かつ永遠の被害は、後記する避難慰謝料に含まれておらず、同損害を回復しなければ被告による「完全賠償」は到底実現しない。

(イ) 住民たちがDに帰還しない理由は複合的なものであるが、その一つに放射線被ばくによる健康被害に対する不安があることは疑いないところ、そのような不安を抱くことが合理的であり、そのような不安からDに戻らないという選択をすることも合理的であり、よって本件事故と住民達の多くがDに戻らないことに相当因果関係があることについて詳述する。

まず、Dの大部分が指定されていた避難指示解除準備区域とは、年間積算線量20mSv以下となることが確実であることが確認された地域であるところ、仮にこれを達成できたとしても、そのような線量の放射線被ばくによる健康被害リスクは否定できない。ICRPですら、いかに低線量の放射線被ばくであっても、これが健康に悪影響を及ぼすリスクは否定できないという立場をとっており、炉規法並びに同法を受けた規則及び告示や障防法並びに同法を受けた規則及び告示などの各法規が、20mSvをはるかに下回る低線量の放射線の被ばくから公衆を保護するために各種の規制を設け、刑事罰によってその実効性を担保しようとしている。そうすると20mSvをはるかに下回る低線量の放射線被ばくについて、これによる健康被害のリスクがあると考え、それについて不安感を抱くことは当然のことである。

そして、Dの住民は、本件事故前、放射性物質による汚染などとは無縁な環境の下で、Dの海で採れた魚、Dの田畠で採れた作物、Dの山に生えた山菜やきのこを食べ、Dに湧き出た水を飲んで暮らしてきたが、今ではそのすべてが放射性物質による汚染のリスクにさらされており、Dの住民にとって思いもよらなかつた放射性物質によるリスクがどれだけ軽微であっても、そのリスクを甘受しなければならない理由はない。殊に、放射線への感受性の高い子供を抱える子育て世代の若者たちが、仮にそのリスクが軽微であったとしても、それを避けるために、Dに帰らないという選択をすることは、何ら不合理ではない。仮にDに帰ることを選択し、将来、子供に放射線被ばくを原因とする何らかの障害が発生したら、取り返しがきかず、誰も責任をとってくれず、親は、自らを責めるほかない。そのような事態を避けるためにも、Dに帰らないという選択をすることは、親として当然のことである。

以上のとおりであるから、避難指示解除後に形成されるコミュニティが、本件事故前よりはるかに規模が小さく、しかも、高齢者に偏った特異な年齢構成の集団になったこと、及びそれによって本件事故前の「D」に復元されることがないのは、本件事故から通常生ずべき結果である。

イ 慰謝料額

これまで詳述してきた“Dに生きる”ことの喪失による損害は、本件事故により一瞬にして故郷を放射能が襲い、生活に必要なインフラや親族・友人との人間関係、社会的コミュニティをすべて失うという未だかつて誰も経験したことがない種類のものである。このような苦痛を金銭に評価することは容易ではないが、筆舌に尽くし難い本訴提起時原告らの苦痛を過小評価することだけはあってはならない。

そこで検討するに、まず、“Dに生きる”ことで享受していた利益は、その多義・多様性、それによって人としての尊厳が保たれ社会生活が送っていたこと、その喪失による損害がアイデンティティの喪失など様々な方面に及んでいること、その形成には長い歴史を要したのに瞬時に毀損され回復が絶望的であることなどから、名誉毀損との類似性が認められる。しかし、名誉毀損の一般的場合と異なり、被害者側に何の落ち度もないこと、被害の深刻さや重大性が明らかに上回ること、損害の回復が不可能であること等からして、“Dに生きる”ことの喪失による精神的損害は、名誉毀損損害をはるかに上回る。そして名誉毀損の精神的損害は、現在の実務として500万円程度とされ、事例によれば1000万円に達するものとされている。また、産院における胎児取り違えがあった場合における損害賠償訴訟は、想定される生活環境での生活の機会を奪われたという外形的事実、他人の行為によりアイデンティティの喪失という目に見えない損害を受けた点、一瞬の出来事により人の

一生が左右されるような重大な損害が発生している点で“Dに生きる”ことの喪失との類似性が認められる。そしてこれらの訴訟における裁判例は1000万円や3000万円などの損害賠償を認容している。

以上からすると、本件で認められるべき“Dに生きる”ことの喪失による精神的損害の賠償額は、1000万円を下回ることは全くあり得ず、よって、本訴提起時原告らは、被告に対し、原賠法3条1項に基づき、“Dに生きる”ことの喪失による損害金1000万円の支払を求める。

3 避難生活による損害及びそれに対する慰謝料額

本件事故を受けて前記前提事実3記載のとおり、D区には避難指示が出されたため、本訴提起時原告らは、長期の避難生活を強いられ多大な苦痛を被った。この避難生活自体による精神的苦痛に対して支払われるべき慰謝料は1か月20万円を下らず、また避難生活に伴う生活費増加の積極損害又は生活費増加を原因とする上記20万円とは別個の精神的苦痛に対する慰謝料は1か月8万円を下らない（以下、両者の慰謝料を併せて「避難慰謝料」という。）。そして当該1か月28万円の賠償は、政府による避難指示が解除された平成28年7月から3年経過後、すなわち平成31年7月分までは少なくともなるべきである。ところで被告は、避難生活によって被った精神的苦痛に対する慰謝料及び避難生活等による生活費の増加費用として平成30年3月分まで1か月10万円合計850万円の支払義務があることを認め、かつそれを弁済し、又は弁済の約束をした。そのため、原告らは、当該部分を超える部分について本訴において請求する。よって、原告らは、避難慰謝料として、平成30年3月分までの85か月分として（28万円－10万円）×85月＝1530万円、平成30年4月から平成31年7月分までの16か月分として、28万円×16月＝448万円の総計1978万円を請求する。

ここで、上記避難慰謝料の算定においては、本訴提起時原告らが具体的に被った様々な被害の実情が重要であり、その内容は後記（1）に記載のとおりである。ただし、原告らが、個々の被害実情を主張したのは、本件の過酷な避難生活の精神的苦痛や共通する損害がいかに甚大であるかを示すためであって、個々の現象を積算して金額を算定すべきと主張しているものではない。また原告らは個々の被害実情を陳述書や書証あるいは本訴提起時原告らのごく一部の尋問によって立証したが、これも上記共通する損害がいかに甚大であるかを明らかにするためであり、上記陳述書や尋問において、被害実情の諸要素すべてが具備されているわけではない。そして例えば子供が事故で死亡した場合の両親の精神的苦痛は様々な形で現れるが、その場合の慰謝料は披瀝した個別の現象により変わるものではない。子供が事故で死亡した場合の両親の精神的苦痛の大きさは十分想定できるし、現象面での、あるいは表現能力による個人差を重視するのが適当ではないからである。他方で、被告自らが認める個別事情による慰謝料増額事由が認められる避難者については慰謝料を加算すべきである。しかしながら、原告らは、本件訴訟においてこれら増額要素に基づく部分を請求するものではなく、よってこのような増額事由たる個別事情を有する原告ら（個別事情を有する本訴提起時原告らから承継した原告らを含む。）についての本件訴訟の請求は、一部請求であり、これら増額事由はあくまで本件訴訟においては事情である。なお、被告は被告の認める増額事由に基づく慰謝料の増額分の支払をなしているが、その支払が増額事由に基づく避難慰謝料として十分であることを認めるものではない。

（1）本訴提起時原告らが避難生活によって被った被害の実情

ア 避難開始当初の被害の実情

平成23年3月12日午後6時25分に出された本件原発から半径20km圏内の避難指示を受け、本訴提起時原告らは、自宅にいた者もD区の避難所にいた者も急遽避難することになったが、詳しい説明も情報もなかったため、これほど長期の避難になるとは思いもよらず、普段から持ち歩いていた物だけをもって、着の身着のまま避難生活を開始することになった。本訴提起時原告らの多くは、E区、F区の避難所に避難したが、避難所内でスペースを確保することができず、別の避難所への移動や、親戚・知人を頼って泊めてもらったり、車中で夜を明かすことを余儀なくされた者もいた。同月15日の本件原発から半径20km～30km圏内の屋内退避指示が出され、自衛隊すらC市内から一時退去する事態となり、物資を運ぶ車両が同市内に入ることができなくなり、避難所においては食料、お湯、粉ミルク、紙おむつといった生活物資の不足が加速した。衛生面も深刻な状況に陥り、トイレは水不足、敷不足のために甚だしく汚れ、入浴は設備がなくできず、視線を遮るものが多く身体を拭くこともできなかつた。避難所の外へ出ても、食料も着替えもなく、風呂も満足に入れる状況でなかつた。また閉塞された状況や不自由な暮らしに、随所で騒動が起きた。このような状況で、ストレスから、声が出なくなったり、精神安定剤を常用しなくてはならなくなる者もいた。こうした状況の中、同日、C市長は、市民を市外へ避難させることとしたところ、本訴提起時原告らの多くはバスで市外に避難することとなった。混乱のなか、早くバスに乗り込むよう急かされ、行く先も分からぬままC市を離れた。本訴提起時原告らのうち、集団避難先が旅館、ホテル、青年の家等であった者らの避難所では受け入れに十分な広さの確保はできておらず、見知らぬ家族との相部屋を強いられ、また普通の客ではないため同じメニューの繰り返しがあった。避難先の旅館で、家族がのぞきの被害にあった者もいる。避難先が県外の体育馆であった者もいたが、プライバシーのない生活であった上、乏しい食生活やDと異なる気候に苦しむ本訴提起時原告もいた。C市ないしD区から遠く離れ、情報がより入り難くなつた分、孤立感や不安感が強まつた。市外の親戚等を頼って自力で避難した者らもあり、親戚らに温かく迎えられ、数日は一息つくことになつたが、日を重ねるにつれ、すべて世話になることが心の負担となり、多くの者が次の避難先を探し移動した。

本訴提起時原告らの中には、7、8回にも及ぶ多数回の移動を強いられた者も少なくなく、本件事故がどう推移するかも分からず、不安と恐怖を抱え、情報も乏しく、ガソリンも不十分な中で移動しなくてはならなかつた。移動自体が、本訴提起時原告らに大変な精神的苦痛を与えた。また、避難所に入るときに、まるで汚物や細菌を持った人間かのような扱いを受け、そのような心無い扱いに傷ついた本訴提起時原告もいた。

イ 長期化する避難生活による被害の実情

平成23年4月22日、D区を含む本件原発から半径20km圏内が警戒区域に指定され、D区への立入りが禁止され、結局平成28年7月12日に避難指示が解除されるまで、居住が禁止された状況が続いた。本訴提起時原告らの多くは、自宅が本件震災の被害を免れ、修繕すれば震災前と同じように居住することが可能であったにもかかわらず、応急仮設住宅、借上げ住宅など別の住居を探し、確保しなければならなくなつた。ここで、元々同居していなかつた親戚と同居することになり、狭さと気遣いからストレスを受けた者もいた。

（ア）居住形態ごとの被害実態

a 応急仮設住宅

C市の応急仮設住宅は平成23年5月28日から入居が開始され、本訴提起時原告らの一部が入居したところ、そこでの生活は極めて過酷であった。応急仮設住宅は、非常に狭く、もともと広い家で生活していた本訴提起時原告らにとって相当なス

トレスを与えた。また壁は薄く、隣の家の生活音が簡抜けで、壁・屋根・床は薄く断熱性に乏しく、夏は極めて暑く、冬は冷え込みが厳しかった。応急仮設住宅は、狭さ、間取り、遮音性、断熱性すべてが劣悪に過ぎ、人が健康に生きるために最低の条件を欠いているといわざるを得ない。このような劣悪な生活環境で、本訴提起時原告らは多大なストレスを被り、心身の健康を損なった者も多かった。

b 借上げ住宅

本訴提起時原告らのうち、応急仮設住宅に入居できなかつた者や、子供が小さく被ばくを避けるために県外に避難した者などは、借上げ住宅に入居した。しかし、借上げ住宅の環境は、従前の広々とした一戸建てに比べて遠く及ばず、特に隣室からの生活音に悩まされる者が多くいた。

c 親戚宅

本訴提起時原告らの中にはC市外に居住する親戚の家に身を寄せている者もいる。親戚たちは、本訴提起時原告らを温かく迎えたものの、親戚だからこそ遠慮気兼ねが本訴提起時原告らを苦しめた。子の住居に避難した者は、結果的に子の負担で避難生活を送ることになり、それまでDで自立した生活をしていたプライドを打ち碎かれ、著しい苦痛となっている。

d 他地域に新居を構えた場合

本訴提起時原告らのうち、幼い子供を持つ若い世代の中には、子供を被ばくさせないために、県外などに新居を構えた者もいる。これらの本訴提起時原告らは、D区内に先祖代々の土地・家があるにもかかわらずそれを引き継ぐことなく別の土地に新居を構えたことや、祖父母や親がD区に戻って家族一緒に暮らすことを望んでいるのにその期待に反したことなどについて罪悪感に苦しみ、自分たちの選択が正しかったのか自問自答を続けている。そして、新居を構えても、避難中であるとの意識が消えることなく、心の整理ができずに苦しんでいる。

(イ) 本訴提起時原告らの属性ごとの被害実態

a 高齢者

高齢者にとって、体育館や仮設住宅などの劣悪な生活環境は大きな負担となった。また見知らぬ土地で近所付き合いはもとより、子や孫らと別居せざるを得なくなるなど人との交流がなくなり、畠も庭もないため体を動かすこともなく、楽しみを見いだせないまま、気力体力が衰えていく者が多くいた。本訴提起時原告らのうち高齢の者の多くは、することなく、狭い応急仮設住宅や借上げ住宅の中で、隣の物音を気にしながらテレビを見るだけの生活を過ごすことになった。このような毎日により、人や社会とのつながりがないという孤立感、誰からも必要とされていないという孤独感・無用者感に苛まれ、生きる力を失わせられている。

b 子供・学生及び子育て世代

子供を連れての避難は苦労の連続であり、乳児を抱える者は、体育館などの避難所でおむつを変える度に匂いを気にし、夜泣きで周囲に迷惑をかけ、肩身の狭い思いをした。子供たちは、大人たちの緊迫した様子や避難所での寒くて不自由な生活のため笑顔がなくなり、市外の避難所に移動してからは、わけもわからず移動させられ、見知らぬ他人と同居する環境に慣れることができず、情緒不安定になる子もいた。親たちは、こうした子供の異変に気をもむことになった。児童、生徒にとって、学校生活は、家庭と並び、世界のすべてともいえる場所であったが、避難によって、友達や先生との関係は突然遮断され、毎日の部活動などもできなくなった。さらには、本件事故のために、大学進学をあきらめる、N高校への進学しか考えていないかったのに、異なる高校に行く羽目になるなど大きな進路変更を余儀なくされた本訴提起時原告らもいる。

c 本件事故前一人暮らしであった者

Dでは一人暮らしであっても近隣住民、馴染みの商店の者らと文字通り家族同然の付き合いをしており、また広々した家に懇々と住み、のびのびとした日々を送っていた。しかし、避難生活では、本件事故前一人暮らしであった本訴提起時原告らは、ほとんどが四畳半一間に台所という応急仮設住宅や借上げ住宅での生活となり、その狭さが耐え難く、音が簡抜けで、全くの他人との間のプライバシーが保てないという事態に到底慣れることができない。避難先では本件事故前のような友人・知人との交流もなくなり、孤独死を強く意識するようになった者すらいる。このように、他人の生活音に絶えずさらされ隣人の存在を感じながら孤独死を恐れる毎日は、本訴提起時原告らを日々絶望の淵に追い込んでいる。

d 特別なケアが必要な家族を持つ者

本訴提起時原告らの中には、病気や障がいを持つ家族、あるいは赤ちゃんや妊婦など、特別なケアが必要な者がいる場合も少なくなかった。そのような本訴提起時原告ら家族にとって、避難生活は大変過酷なものであった。また認知症のために、避難先に居続けられない者や、特別なケアが必要な家族がいるために仮設住宅での避難生活が困難でありやむなく家を買った者、家族の身体上の理由から、別々の避難を余儀なくされる者もいた。

(ウ) 将来設計が立たない不安

現在においても帰還の目処が立っていない本訴提起時原告らは多いが、殊に避難生活中は、本来暫定的・一時的であったはずの避難指示及び生活が長期化し、全く帰還の目処が立たなかつた。これでは、今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難であり、自らの将来についての不安が増幅するばかりであった。

(エ) 本質的な行動の自由が著しく奪われていること

本訴提起時原告らは、Dの自宅に戻れないだけでなく、事実上引っ越しできないものである。すなわち、応急仮設住宅から福島県借上げ住宅への住み替えは認められておらず、福島県の借上げ住宅の住み替えは、やむを得ない事情がある場合に限り一度だけ認められるもので、やむを得ない事由は相当に限定されている。しかも一旦退去してしまうと、借上げ住宅及び応急仮設住宅への再申請・入居はできないとされており、別のところへの引っ越しを試みることもできない。このように本訴提起時原告らの本質的な行動の自由は著しく奪われている。

ウ 親しい人間関係の喪失・変容等

(ア) 家族関係の喪失・変容

本件事故前のDの住民における家族との交流状況等及びその重要性は前記2(2)ア記載のとおりである。本件事故による避難生活による家族関係等の喪失・変容は以下のとおりである。

まず、避難生活によるストレスにより家族が命を落とし、しかも、避難生活中であったことから、家族の死にあたり、最後のお世話をすことができなかつたり、看取ることもできなかつたり、さらには、葬儀に出ることもできなかつたりしたという本訴提起時原告らは少なくない。またDに帰りたいと願っていたのに、一度も家族を帰させてあげることができなかつた者や本件震災の被害にあった直後で、震災直後に早期に発見できていれば生存できていたかもしれない家族を探すことができな

かつたという悲劇に見舞われた者もいる。これらの本訴提起時原告らは強い悔恨の念を抱いている。

避難生活により家族が離散生活をせざるを得なくなった本訴提起時原告らも多い。その事情は様々であるが、自宅で介護していた親を避難所や応急仮設住宅で介護することが難しくなり施設に入れざるを得なかつた、勤務先の事業場がD区内から遠隔地に移転したため、働き盛りの父親だけが単身赴任した、幼い子供がいる夫婦は放射線量の高いC市から離れ、祖父母は少しでもD区に近い応急仮設住宅に居住する又は働き手である夫だけが単身赴任を余儀なくされるなどといったもので、いずれも本件事故がなければ引き裂かれることがなかった家族である。

同居していたとしても、本件事故や避難生活によるストレスなどから、その家族間関係が大きく変容した本訴提起時原告らも少なくない。本訴提起時原告らの陳述書からは同居していた家族同士も、喧嘩が絶えず、暗く疲弊した避難生活を送っていたことがうかがえるが、多くの本訴提起時原告らが、同居している家族間においても、避難生活からくるストレスなどが原因で喧嘩が増えたり、暗い雰囲気の中で生活していたことが推認される。避難生活が原因で離婚にまで至つた者すらいる。このような家族関係の崩壊や荒廃が、本訴提起時原告らの精神的平穏を奪い取り、特に年少の本訴提起時原告らの情緒の悪化などにも大きな悪影響を与えていることがうかがえる。

(イ) ペットとの別離

避難生活により家族の一員である愛するペットを失い、喪失感や罪悪感等を抱いたり、避難生活によりペットに辛い思いをさせたことを不憫に思い激しい精神的苦痛を味わった本訴提起時原告らは少なくない。この精神的苦痛は計り知れないものである。

(ウ) 近隣との交流の喪失

避難生活によって、本訴提起時原告らは様々な場所に離散せざるを得なくなり、必然的に前記2(2)エに記載したような従前地域で育まれていた密接な人的交流が途絶えることになった。本訴提起時原告らは、突然放り込まれた新しい生活環境の中で、孤独感を募らせた。

(エ) 荒廃する自宅を見守るしかない焦燥感

避難指示によって、自宅での居住や田畠の手入れをすることができなくなった本訴提起時原告らは、Dに戻る度、慣れ親しんだ土地建物がなすすべなく朽ち果てていく様子を目の当たりにし、言いようのない焦燥感と喪失感を覚えた。

エ いじめや差別等

本訴提起時原告らの多くは、避難生活中、避難先で、放射線に被ばくしたこと又は被ばくしたと思われていることを理由とする差別やいじめを受け、また補償を受け取つてることに対する妬みなどからも中傷等を受けている。この結果、精神的に追い詰められ、ストレスを受けており、そのため避難先で被災者であることを極力隠すようになった本訴提起時原告らは極めて多い。

オ 放射線被害

本件事故によってまき散らされた放射性物質は、本訴提起時原告らの避難先における避難生活においても本訴提起時原告らに苦痛をもたらしている。例えばD小学校は、本件事故後、何回かの引っ越しを経て、E区所在のE小学校の教室を間借りして授業を行ってきたが、生徒達は、日中、被ばくを少しでも避けるためにマスク・帽子・長袖長ズボンの衣服を着用し、外で遊ぶこともできず、喉が渇いてもこれまでのようによど水道水を飲むことができないという学校生活であり、避難先の小学校でも不自由な生活を強いられた。また避難中の被ばくによって、甲状腺にしこりの存在が指摘され、甲状腺にのう胞があると指摘され、白血球の数値が低いと指摘されるなど、自身又はその家族の健康被害に苦しんでいる本訴提起時原告もいる。少なくともその健康状態の異変の原因につき、本件事故による被ばくと思うことは合理的である。

カ 本人及び家族の健康状態の悪化

本件事故により余儀なくされた避難生活の結果として、本訴提起時原告らは、腰痛、腎不全、高血圧、不眠症、不整脈、骨折、突発性難聴、うつ等多様な健康状態の悪化に悩まされた。また子供の体調が悪化したために、大変な心配と苦労をした者もあり、さらには身体に深刻な不調をきたし、その結果家族が死亡するに至つた者すらいる。

キ 経済的不安

この点は、前記2(2)キ記載のとおりである。

ク あいまいな喪失

この点は、前記2(2)ク記載のとおりである。

(2) 避難生活自体による精神的苦痛に対する慰謝料額とその期間

ア 避難生活自体による精神的苦痛に対する慰謝料は月額20万円を下らないこと

本件事故による強制避難によって本訴提起時原告らが置かれた過酷な状況は、前記(1)記載のとおりであり、本件事故による強制避難は、放射性物質による広範囲の環境汚染という事故の性質においても、複数の市町村に居住する約7万人もの住人が強制的に避難させられたという事故の規模においても、これまで類を見ないものであり、慰謝料の算定について、本件を直接当てはめることができるような先例は見当たらない。そこで慰謝料算定に当たっては、本件事故と何らかの共通点を有する他類型の事件を参考にするほかないが、その際に他の類型には存在するが本件には存在しない要素にのみ注目し、その要素の欠落を理由に賠償額を低く見積ることは、本件事故によって本訴提起時原告ら避難者が受けた被害の全貌を見失うことになるから妥当でない。以上を前提に検討すると、刑事補償制度は、無罪の裁判を受けた者が、未決の抑留又は拘禁、あるいは刑の執行及び拘置による補償を国に対して請求できる制度であるところ、刑事補償の対象とされる身体拘束は、基本的には何等の落ち度がないにもかかわらず、自らの意思によらずに強制的に生活環境を変えさせられるという点において、本訴提起時原告らの状況と共通する。そして、刑事補償金額は、一般的に入手できる最新の統計データである平成元年から平成10年までの10年間の平均において1日当たり8471円、月額にして約25万円であるところ、本件の強制避難は、従前の生活環境から強制的に引き離されるという点では刑事補償の対象とされる身体拘束と変わらず、さらに元の生活に戻れる見込みがないまま隔離されていること、誰からも生命身体の安全を保障されない状況のもと、生存にかかる不安の中で避難を続けるを得なかつたことからするとより過酷である。そうすると、本訴提起時原告らの避難生活それ自体による精神的苦痛に対する慰謝料は刑事補償の場合の補償額より低くなるということはあり得ず、どんなに少なくとも月額20万円を下回ることはない。

イ 避難慰謝料が支払われるべき期間の終期は、早くとも避難指示解除後3年とすべきであること

C市内の避難指示解除準備区域及び居住制限区域の指定は、平成28年7月12日に解除された。本件事故発生から、実に

5年以上が経過してからのことである。この5年という歳月は、避難していた本訴提起時原告らに避難先でしがらみができ、そのしがらみを断ち切つてDに戻ることを困難にさせるのに十分な期間である。また、Dの現状は前記2で詳述したとおりであり、その復興の目処も立っていない。このような状況で帰還をためらうのは当然である。そして本訴提起時原告らの中にも帰還を望んでいる人はいるが、解除後1年が経過しても帰還している人はごく一部である。こうした状況に鑑みれば、少なくとも避難指示解除後3年間は避難生活は継続するとみるべきであり、平成31年7月分までの避難慰謝料が賠償されるべきである。

(3) 避難生活に伴う生活雑費増加の積極損害又は生活費増加を原因とする精神的苦痛に対する慰謝料は1か月8万円を下らないこと

本件事故による避難生活に伴って発生する生活費等の増加は、被告自身が避難生活自体による精神的苦痛に対する慰謝料と合算して1か月10万円を支払っているとおり、本件事故による損害として被告が賠償すべきことは当然である。ここで、生活費の増加分は積極損害であり経済的損害であるから、訴訟においては個別具体的な立証を要するとの見解もあり得る。しかしながら、不法行為における損害算定は、すべて個別具体的な立証の積算によるとは限らず、合理性又は公平性を考慮して、定型的金額で算定することも多い。例えば人身事故における入院雑費はその典型的一つである。そして本件において避難生活に伴って発生する生活費の増加についても、合理性又は公平性からして、個別具体的な立証を求めるることは不適当である。また仮に生活費増加分としての積極損害の認定が困難であっても、避難生活それ自体による精神的苦痛に対する慰謝料とは別個の生活費増額を原因とする慰謝料が発生するというべきである。そこで、当該算定額を検討するに、最も参考になるのは前記した交通事故における入院雑費（1日当たり1人1500円ないし1700円と算定されており、月額約5万円である。）であり、これは、突然それまでの日常生活と途絶した環境下で生活することを余儀なくされ、そのため日用品ほか様々な雑費の支出が必要になるという点で本件事故による避難と共通する。しかしながら、本件事故による避難に伴う生活費増加分は、外出着が必要であるから、日用被服費が高額になる、入院の場合基本的な食費が含まれているのに対し、本件では食費増加が著しいのは前記2(2)キ記載のとおりであり、食費増加が圧倒的に大きい、前記2(2)キ記載のとおり交通費や水道光熱費など入院生活ではかかる新たな負担がある、入院雑費に含まれる具体的品目のなかで入院雑費のほうが避難生活よりも余計にかかると想定されるものは見当たらない、という点から、入院雑費より高額になる。以上からすれば、本件における本訴提起時原告1人当たりの生活費増加分は、入院雑費の月額5万円を大きく上回ることは確実であり、控えめに計算しても月額8万円を上回ることはない。

4 中間指針等について

被告は、中間指針等を根拠に、被告が本訴提起時原告らに支払っている金額の水準をもって、本件請求に対し賠償すべき損害として合理的かつ相当である旨主張するので、ここでまとめて反論する。

(1) 中間指針等の性質からして、中間指針等を基準とすることが許されないこと

中間指針等は原賠法18条2項2号に基づき原賠紛争審査会が策定したものであるところ、同号が明記するとおり、「当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」に過ぎず、訴訟における損害認定の基準になり得るものではない。このことは同号の制定の過程において、文部科学省が発した報告書において「指針に当事者（訴訟に至った場合には裁判所）に対する法的な拘束力を付与する必要はない」とまで言及されているなど、同号の制定経過に鑑みても明らかである。そして、中間指針等は、当事者間の交渉において自主的に参照されることにより交渉の円滑化と紛争の解決を図るという目的をもって策定されたものであるから、当事者の一方である原子力事業者、すなわち本件では被告の意向を無視できないものであった。このことは原賠紛争審査会の策定過程でも常に意識されていた。しかし不法行為に基づく損害賠償の制度はいうまでもなく、不利益の補填による不法行為がなかったときの状態への回復なのであり、加害者側の意向、納得を勘案して賠償額を低減するようなことは許されない。よって、中間指針等は訴訟における損害認定の基準になり得ないどころか、基準にしてはならないものである。被告は、原賠紛争審査会が法令上の根拠を有する機関であること、第一線の法学者等からなる機関であること、審議の経過など縷々主張するが、そもそも中間指針等はあくまで和解の水準（賠償を促進するための最低限の水準）を追究し決定したものであって、訴訟上の適正な賠償額を追究・決定したものではないから、被告の主張は意味がない。

(2) 中間指針等の避難等に係る慰謝料の額が不合理であること

中間指針等は、避難慰謝料等を1か月当たり10万円と定め、この算定に当たっては、交通事故における入院慰謝料を参考にし、その際に自賠責保険の基準を援用している。確かに、本訴提起時原告らは、本件事故によってそれまで日常生活を送っていた場所から強制的に隔離され、それまでとは全く異なる環境で生活することを余儀なくされたのであり、その意味で交通事故における入院との共通性を有し、これを参考にすることは合理性がある。しかし、自賠責保険の基準を援用することは大きな誤りである。自賠責保険の制度は、被害者の早期の最低限の救済を図るという政策的な目的から設けられたものであり、自賠責保険によって損害に対する完全な賠償が行われることはもとより予定されていない。しかも中間指針等は、「行動自体は一応は自由である」として、避難慰謝料を自賠責保険基準よりさらに低くしている。しかし、入院患者は、行動の自由がある程度制限されているとはいえ、それまで生活していた場所が失われずに確保され、家族や友人のサポートを受け、自身の生命身体の安全を確実に保障された状況下で、怪我の治癒という前向きな目標に向かって治療を続けているという状況にあるのに対し、本訴提起時原告らはそれまでの環境から引き離され、家族もコミュニティーもばらばらにされ、いつになるとも知れない本件事故の収束を待ちながら、将来について何の見通しも持てないまま日々を送らなければならないのである。このような本訴提起時原告らの苦痛を考えれば、「行動自体は一応は自由である」ことを理由に自賠責保険の基準よりも少ない額になるはずがない。

また被告は、避難生活による慰謝料が逓減することを前提に、月額10万円の慰謝料を逕減させずに支払っていることからその賠償額の妥当性を主張するが、誤りである。交通事故における通院等の場合は、徐々に傷害が治癒していくという特質があるが、本件における避難生活は、長期化に伴い癪やされるどころか日ごとに苛烈さを増していくものであり、その精神的損害は時間の経過によって逓減などするものではない。よって支払額が逓減しないのは当然である。

(3) “Dに生きる”ことの喪失による損害が含まれていないこと

被告は、“Dに生きる”ことの喪失による損害に対する慰謝料が中間指針等に定める1か月10万円の避難等に係る慰謝料に含まれているとする。しかし、中間指針等が定めた避難等に係る慰謝料は、「正常な日常生活」が阻害されたことによる損害に対するもの、すなわち原告らの主張する避難慰謝料なのであって、“Dに生きる”ことの喪失による損害のような不可逆的な損害を考慮していないものである。被告は、中間指針が「地域のコミュニティ等が～突然喪失し」たことに言及している

ことから、中間指針等に“Dに生きる”ことの喪失による損害に対する慰謝料が含まれていると主張するが、上記中間指針の記載は、あくまで避難慰謝料の額の算定をするまでの勘案すべき事情として、すなわち避難生活開始の端緒として挙げているに過ぎず、何らコミュニティーの喪失による精神的損害の賠償そのものを射程としたことを示すものではないものである。被告の主張は、文脈を全く無視した暴論である。

(4) 財産的損害の賠償について

被告は、財産的損害の賠償をもって慰謝料額の妥当性を主張するようであるが、そもそも精神的損害と財産的損害とは全く別個のものであり、財産的損害の支払をもって精神的損害の賠償が影響を受けるような論法自体誤りである。本件において、財産的損害の問題は対象外であり、その金額の妥当性も検討外であって、実際に行われた財産的損害への填補の性質・評価について全く検討材料がないのであるから、財産的損害の填補ということを慰謝料算定において被告に有利に斟酌すべき根拠は全くない。むしろ被告が多額の営業損害や家屋喪失損害を支払ったとするならば、そのことは本訴提起時原告らが以下に甚大な被害を被ったかということを示す間接事実となるものである。

5 弁護士費用及び結論

本件事故と相当因果関係を有する弁護士費用の額は、本訴提起時原告ら1人当たり300万円を下らない。したがって、本訴提起時原告ら1人当たりの請求金額は、“Dに生きる”ことの喪失に対する慰謝料1000万円、平成31年7月分までの避難慰謝料総額から被告が弁済し、又は弁済の約束をした850万円を控除した総計1978万円及び弁護士費用300万円の合計3278万円となる。一部の原告らの相続は、前記前提事実記載のとおりである。よって、原告らは、被告に対し、原賠法3条1項に基づき、前記第1章第1請求の趣旨記載の金額の支払を求める。

(被告の主張)

1 被告の主張の総論

(原告らの主張) 1のうち、平成23年3月11日時点の、本訴提起時原告らの生活の本拠としての住居地は原告〔95〕-3を除き不知、原告〔95〕-3は否認する。本訴提起時原告らの生活の本拠としての住居地として主張されている地域が同月12日に避難指示の対象となり住民が避難を余儀なくされたこと、同年4月22日に警戒区域に指定され立入りが原則として禁止されたこと、平成24年4月16日に居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定されたこと、いずれも平成28年7月12日に解除されたこと、そのため、同日までの間、上記地域に生活の本拠としての住居があった方が政府の避難指示により避難を余儀なくされた事実は認める。その余の事実は不知、主張は争う。原告〔95〕-3は、本件事故当時ベトナム社会主義共和国で勤務、生活しており、退職する平成26年3月31日まで日本を生活の本拠地としていたものではない。

被告は、中間指針等の考え方に基づき、しかもこれを拡張して、本件事故により居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された区域の住民の方々に対しては、避難等に係る慰謝料として少なくとも月額10万円、平成23年3月から平成30年3月までの合計7年1か月分(85か月分)として、1人当たり850万円の賠償を行う旨を公表している。かかる精神的損害の賠償水準は合理的であり、よってこれを超える原告らの避難慰謝料の請求は理由がない(後記2)。次に原告らは、Dの消失を前提に“Dに生きる”ことの喪失による損害に対する慰謝料を請求するが、その前提とする不可逆的で確定的な永遠のDの消失という事態は生じておらず、請求の前提とする基礎事情を欠く上に、上記慰謝料を基礎付ける事情は、いずれも本訴提起時原告ら各人の権利侵害を基礎付ける事情には当たらず、理由がない。また上記850万円の慰謝料額はコミュニティ一喪失も含めた避難に係る精神的苦痛を包括的に評価したものである。(後記3)なお、本件訴訟において、原告らは、その主張する避難慰謝料について、上記850万円を超える慰謝料等について請求するものであることを明示し、かつ、本訴提起時原告らの個別事情に基づく増額要素については請求しないとしていることから、被告は上記850万円のほか本訴提起時原告らの個別事情に基づく増額分も含めて弁済の抗弁を主張するものではない。

2 被告による本訴提起時原告らに対する避難に係る精神的損害の賠償額(1人当たり850万円)の合理性・相当性

(1) 1人月額10万円の合理性

ア 中間指針等の性質等から中間指針等が裁判上の手続において十分に尊重されるべきこと

中間指針等は避難等に係る精神的損害として1人月額10万円(又は12万円)という指針を示しているところ、法令上裁判所に対する拘束力を有するとされているものではなくとも、当該内容は、裁判上も十分に尊重されるべきである。すなわち、(1)中間指針等は、中立的な専門家からなる原賠紛争審査会が、原賠法18条2項2号に定める法律上の所掌事務として、同項3号に根拠を置く調査・評価の権限に基づく、会議の公開の下で多数回にわたる審議を経て、原子力損害の範囲の判定に関する一般的な指針として定められたものであり、法令上の根拠に基づく指針であること、(2)原賠紛争審査会の審査においては、本件事故による被害について関係省庁・関係自治体からの説明の聴取等が行われており、本件事故による広範かつ膨大な被害の全体像を把握した上で、多数の被害者が生じているという本件事故の特徴にも鑑み、多数の被害者間において公平かつ適切な原子力損害賠償を実現しようとする観点から策定されているものであり、このような中間指針等に拠ることにより、多種多様な損害発生状況について、公平かつ迅速な解決が可能となること、(3)中間指針等の策定の過程においては、原賠紛争審査会における法律専門家による過去の裁判例等の審議・検討も行われており、裁判上の解決の場合をも視野に入れて賠償水準が検討・設定されているものであり、かつ、そのような結果としての中間指針等の内容については裁判上の解決規範としてみても十分に合理性・相当性を有するものとなっていること(内容の妥当性は後記イも参照)、(4)被告においては、本件事故による避難等対象者は約16万人、自主的避難等対象者は約200万人という我が国の損害賠償事例史上も類例のない膨大な被害者に対する公平かつ適切な賠償の実現が求められている状況にあるところ、同様の被害を受けた被害者に対しては同様の賠償が実現されるべきであるという公平の見地からは、本件事故のような事案においては、いかに多数の被害者間の賠償を公平に実現するかという点が極めて重要であり、原賠紛争審査会の定める指針の果たす機能は極めて重要であること、(5)被告においては、センターのADR手続における和解及び裁判上の和解も含めて、中間指針等に基づき、既に多くの被害者の方との間で合意に至っており、中間指針等は本件事故の賠償規範として既に定着している実情にあること等を踏まえれば、中間指針等の賠償基準は、裁判上の手続においても、十分に尊重されるべき実質を有するものである。そして中間指針等は、当事者間の自主的な解決に資する一般的な指針であるからこそ、法的見地から合理的な基準(広く被害者・加害者双方が受け入れ得る基準)とすることが要求されているものである。

イ 避難等に係る慰謝料として月額10万円という内容が合理的であること

中間指針等に定める精神的損害に関する賠償額の指針は、中間指針が総論部分で示した「合理的に算定した一定額」の指針である。そして、中間指針は避難等に係る慰謝料額(通常の生活費増額分を含む。)として月額10万円という基準を定める

に際し、自賠責の基準（日額4200円、月額換算12万6000円）を一つの参考としている。自賠責の傷害慰謝料基準は〈1〉身体の傷害を負ったこと（肉体的苦痛）に伴う精神的苦痛と〈2〉傷害を負ったことに起因する入通院による自由の拘束（生活の阻害）に伴う精神的苦痛の二つの要素が含まれているものと考えられるところ、本件事故によって避難を余儀なくされることによる精神的苦痛は上記〈2〉の精神的苦痛に近い（ただし、避難の場合、行動自体は自由である。）のに対し、上記〈1〉の精神的苦痛も含む傷害慰謝料の基準を参考にしており、本件事故の被害者保護を手厚く考えているものと評価できる。加えて、原賠紛争審査会では、自賠責の基準のほかに過去の裁判例等も検討しており、過去の裁判例で示されている解決基準よりも被害者に有利な水準になるものとして賠償の指針を定めている。以上の点からすれば、中間指針等の検討それ自体からして、月額10万円という内容は合理的である。

また、身体的負傷を伴う交通事故の損害賠償では、時間の経過とともに精神的損害の賠償額が遞減することが一般であり、本件事故の避難者においても、本件事故直後の混乱期に比して、その後時間の経過とともに避難生活の過酷さが緩和されると考えられる。よって中間指針は、本件事故発生後6か月経過後から12か月経過後までの間にについては、1人月額5万円を目安とするとの指針を示しているが、被告においては、平成30年3月まで1人月額10万円の賠償を維持して賠償する基準を採用しているものである。絶対額としても1人月額10万円という基準は、例えば4人世帯であれば世帯単位で毎月40万円の精神的損害が8.5か月間支払われる内容となっている。

なお本訴提起時原告らの被害の全体像に対する適切な損害賠償を行うという観点からは、本訴提起時原告らの生活（就業を含む。）や居住の再建に関して、まずもってかかる直接的な損害に対し充実した賠償が行われることが重要である。そして被告は、本件事故時に避難指示区域内の住居地において従事していた生業の喪失に係る就労不能損害や営業損害の賠償、また、居住関係や生活の基礎となる宅地・建物・田畠その他の土地の利用阻害に伴う損失についての財物価値の喪失に係る損害の賠償、さらに移住をすることが合理的と認められる場合における移住先の住居確保費用と財物損害の賠償額の差額のうちの一定の範囲を賠償すべき損害と認める住居確保損害の賠償等を本訴提起時原告らに対して行っている。これにより、原告らが本件訴訟で主張している様々な側面での「喪失」に対する財産的な被害の賠償による回復がなされ、生活及び居住の再建をする上で必要な賠償が行われているものである。このような賠償の全体像も踏まえると、1人当たり月額10万円、総額850万円という賠償額が合理的であることは明らかである。

（2）賠償対象期間の合理性

本訴提起時原告らの本件事故時住居地等とされている場所に対する居住制限区域又は避難指示解除準備区域の指定は、平成28年7月12日に解除されているところ、被告は、政府復興方針も踏まえて、中間指針等の定める期間より延長した賠償期間を設定して平成30年3月分まで（8.5か月分）を賠償することとしている。当該期間は、下記の理由から合理的である。

まず、中間指針等においては、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならないとし、この相当期間について「1年間を当面の目安」としている。これは〈1〉避難生活が長期にわたり、帰還するには相応の準備期間が必要なこと、〈2〉学校の新学期など生活の節目となる時期に帰還することが合理的であること、〈3〉避難指示解除は、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧した段階で、除染作業の十分な進捗を考慮して、地方自治体及び住民と十分な協議を行うこととなっていること、〈4〉住民との協議により、住民としても解除時期を予想して解除前からある程度帰還準備を行うことが可能であること等を考慮して定められたものである。そして政府による避難指示解除は、放射線量の低下だけではなく、生活インフラや生活関連サービスの状況を踏まえて行われるものである。現にC市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の空間放射線量は年間1mSv前後の水準まで低下し、低線量被ばくによる健康影響が問題となるものではないから放射線の影響によって帰還し得ないという状況は客観的に解消されており、また避難指示解除以前から事業を再開している事業者が相当数存在し、解除後には、多数の事業者が事業を再開し、小中学校・高校も授業を再開しており、お祭りなどの社会的活動も再開されている現状にある（これらの点について詳しくは後述する。）。また原告ら本人尋問の結果等によても、現時点までに、既に61名の原告らがD区内において生活を再開していると認められ、またD区内的居住者は既に2000人を大きく超えている実情にあり、さらにF区等に新居を購入して移住している（避難を終了している）原告らも相当数いるものである。なお、この賠償期間の合理性を判断するに当たっても、上記（1）イで述べたとおり、帰還等に当たって再建の必要がある管理不能状態にあった住居等の財産の価値の回復について別途財物損害等の賠償がなされ、農業や商工業等の営業損害についても将来分も含めて賠償されているものであり、避難指示によって損なわれたD区での生活環境の再建に必要となる財産的な損害が、精神的損害とは別途に填補されるものであることを考慮しなければならない。現時点で移住又は帰還をしていないとしても、宅地建物の財物賠償や住居確保損害の賠償を通じてそのような移住も選択可能となるような財産的損害の賠償が行われているものである。これらからすれば、中間指針等の定める避難指示解除後1年間という目安それ自体合理的であるが、被告はさらに平成30年3月分まで、すなわちC市の居住制限区域又は避難指示解除準備区域でいえば、避難指示解除から約1年8か月を相当の期間とみる賠償方針を示しているところであり、この期間経過後にあっては、本件事故による放射線の影響と相当因果関係のある精神的損害の賠償終期を迎えることについては十分合理性がある。

（3）原告らの避難慰謝料の主張に対するその余の反論

ア 本訴提起時原告らが避難生活によって被った被害の実情（原告らの主張3（1））について

原告らは、本訴提起時原告らの避難生活によって被った被害として〈1〉避難開始当初の被害、〈2〉長期化する避難生活による被害、〈3〉親しい人間関係の喪失・変容等、〈4〉いじめや差別等、〈5〉放射線被害、〈6〉健康状態の悪化、〈7〉経済的悪化、〈8〉あいまいな喪失を主張する。他方で、本訴提起時原告らの個別事情は主張しないとしているから、例えば避難開始当初の避難所での生活、家族離散や家族の死亡等の喪失、避難生活による健康状態の悪化といった本訴提起時原告らに生じた個別事情については本件では審理対象外である。そして本訴提起時原告らの個別の事情に当たる点を別にして、本訴提起時原告らが本件事故発生直後に過酷な避難生活を余儀なくされたものであることは事実であり、長期化する避難生活によるストレスが生じていることであろうが、被告は、当該過酷な避難生活による精神的損害に対する慰謝料は1人月額10万円の慰謝料額に含まれていると主張するものである。

なお、原告らが主張する被害のうち、違法不当ないじめや差別については、そのような加害をした者が明確に非難されるべきであり、そのような行為をもって、被告に帰責することはできない。また放射線被害について、まず避難先の小学校で不自由な生活を余儀なくされたとの点は、文部科学省において年間上限20mSv（毎時3.8μSv）を下回る場合は外遊びも差し支えないものとされており、かかる水準を下回る限り、特に制限等の必要はないものと考えられている。また甲状腺診断

においてのう胞が指摘されたとの点は、そもそもう胞は疾病でないから健康被害には当たらない上、本件事故によって生じたとも認められない。その余の主張も争う。

イ 避難生活自体による精神的苦痛に対する慰謝料額（原告らの主張3（2）ア）について

原告らは、刑事補償との比較から、避難生活自体による精神的苦痛に対する慰謝料額が月額20万円を下回らないと主張する。しかしながら、本訴提起時原告らは、本件事故によって、本件事故当時の自宅に居住することが制限されることになったものの、それ以外の移動や行動等の自由は何ら制限されているものではないから、その被害の本質は、犯罪の嫌疑をかけられて、身柄拘束を受けて移動や居住の自由自体を完全に喪失していた者に対する刑事補償とは全く異なるものである。よって、原告らの主張は、刑事補償と本訴提起時原告らの被害の類似性という前提が誤っており、何ら月額20万円という主張を裏付けるものではない。

ウ 避難生活に伴う生活雑費増加額（原告らの主張3（3））について

原告らは、本訴提起時原告らにおいて本件事故と相当因果関係のある生活費として毎月8万円の支出増が生じたと主張するようであるが、具体的な支出項目や本件事故前後の支出水準等に関して何ら具体的な主張立証がなされていないものであるから、争う。

この点は措くとしても、中間指針等における避難等に係る慰謝料（月額10万円）を算定するに当たっては、避難等により生ずる通常の範囲の生活費の増加費用を「加算要素」として考慮しているものであり、上記額はそのような生活費増加費用を一括して定められたものである。そして被告は、避難等対象者である本訴提起時原告らに対して、月額10万円の避難等に係る慰謝料とは別に、避難、面会、一時帰宅などに伴う交通費や避難先での家電製品及び家財道具や生活資材等の購入費用を「通常の範囲の生活費の増加費用」としては扱わないで賠償を行っている。そうだとするとここで問題になる通常の範囲の生活費の増加費用としては、消耗品や通信費、水道光熱費などの増加分が念頭に置かれているものであり、中間指針において定められているとおり「通常はさほど高額となるものではない」といえる。結局、1人月額10万円の賠償基準に、通常の範囲の生活費の増加費用が含まれているとしても、当該額の不相当性は何ら基礎付けられるものではなく、原告らの請求を基礎付けるものではない。

3 “Dに生きる”ことの喪失による損害との主張について

（1）「Dの消失」との主張が誤りであること

原告らは、現在のDの状況を様々示して、Dが不可逆的、確定的に永遠の消失をしていると主張する（原告らの主張2（1）及び（3）ア）が客観的事実に反する。下記アに記載するとおり、本訴提起時原告ら個々人は、いつでもD区に帰還することができ、自然に囲まれながら生活をすることも妨げられない。よって、本件事故の放射線の影響によって、帰還した住民によるコミュニティーを形成してD区で生活する機会は何ら奪われていない。また、原告らは、低線量被ばくによる健康影響も主張するため、この点についても反論する（下記イ）。

ア 現在のD区の客観的状況

（ア）避難指示の解除、住民らの帰還状況、教育機関の状況等

本訴提起時原告らの本件事故時住居地として主張されている場所に対する居住制限区域又は避難指示解除準備区域の指定は、平成28年7月12日をもって解除され、現在、D区及びF区内における活動は何ら制限されておらず、本件事故時の住民らは、当該解除を受け、着実に帰還しており、D区内での活動が再開されている。D区には平成29年8月12日現在、2107人の住民が居住しており、これは本件事故時の人口（1万2842人）の約16%に相当し、F区には同日現在、4万1071人の住民が居住しており、これは本件事故時の人口（4万7116人）の約87%に相当する。さらに、後述のとおり、C市は帰還の後押し政策を展開している。

また避難指示解除後、D区内では平成28年7月下旬にa e野馬追祭りが、同年8月には夏祭りが、同年10月には秋祭りが行われ、a e野馬追祭りの最終日においては、前年より200人多い約1800人の観客が訪れている。a e野馬追祭りには若者が参加しており、その他のD区内の活動や復興にも若者が参画している。

教育機関については、原告らも指摘するとおり、平成29年4月1日P高校がD区内で開校し、同日時点の在籍生徒総数は、503人となっており、またD中学校及びD小学校が同月からD区内での授業を再開しており、D中学校では屋外でのクラブ活動も活発に行われている。

原告らは、高齢化や若い人が戻らない点を指摘するが、上記のとおり教育機関が再開しており、C市長も「6年間途絶えていたわたくしのたちの声が、まちなかに響き渡るでしょう」と述べている。また原告らの主張を前提としても、1775人の帰還者のうち、4割は高齢者ではなく、避難指示解除の翌年でありながら、中学生以下も83人が帰還しているとのことである。このような状況で、学校の児童数・生徒数が今後激減するなどとは断言し得ないし、また若い人が全く戻らないかのようにいう原告らの主張は当たらない。さらに原告らが主張するような、D区の伝統文化の次の世代への継承ができない事態に至っているとは評価できない。

（イ）営農、事業、店舗等の状況

現在、D区及びF区において、営農は何ら制限されていない。D区においては、ふるさとD区地域農業復興組合が組織されており、平成24年度から試験作付が行われている。平成28年8月1日時点で、大豆、水稻その他の資源作物等についても実証栽培が行われ、養豚についても1事業者がこれを再開している。また平成29年5月17日からは、農業生産法人によりうるち米の田植え作業が開始されている。このような状況で、農業再開の見通しがないかのようにいう原告らの主張は当たらない。

また平成29年8月時点において、D区内における再開事業者は大幅に増え、複数のガソリンスタンド、理髪店、美容院、あぶくま信用金庫・東邦銀行・郵便局、a f・a g支店、a h支店、寿司屋、そば屋、食堂、カフェ等の飲食店、コンビニエンスストア、金物店、時計店、電気店、鮮魚店、帽子かばん店等の小売業の店舗などが営業を再開している。また、D商工会の新会館が完成し、平成27年6月1日より業務を開始している。さらにF区においては、平成27年10月31日時点で金融機関は通常通り営業しており、平成29年8月31日現在、少なくとも96軒の飲食店が営業を行っており、少なくとも6軒のスーパーマーケットが営業を行っている。F区にはショッピングセンターも存在する。このように既に、D区内で多数の事業者が事業を再開し、原告らが主張するような食料日用品の買い物もできない状況ではない。またD区の住民がF区へ買い物等に出かけることも可能であり、現に原告らの中には本件事故前からF区のスーパーマーケットを利用していた者や、帰還後にF区に生活用品を買いに行く予定の者もいる。この点からも、本訴提起時原告らが食料や日用品の買い物ができない状態